

高圧ガス販売事業届書に必要な書類

※届出内容の聞き取りを行いますので、御電話にて事前予約をお願いします。

	提出書類	備考	チェック		
1	高圧ガス販売事業届書				
2	販売計画書				
3	事業所地図				
4	容器置き場の図面	※1			
5	販売先保安台帳				
6	高圧ガス販売主任者届書	※2			
7	高圧ガス製造保安責任者免状又は第一種販売主任者免状の写し	※2			
8	経済産業省令で定める経験を持つことを確認できる書類	※2、3			
9	登記簿謄本(法人の場合のみ提出)	※4			
10	委任状(委任をされる場合のみ提出)	※5			
【注意事項】					
<p>※1 容器置場にガスを貯蔵して販売する場合に提出する。 充てん容器と残ガス容器の置き場が区別されていることが分かるよう記載すること。</p> <p>※2 販売するガス種が下表の場合に提出する。</p> <p>※3 販売するガス種区分について、6か月以上の製造または販売経験があることを証すること。</p> <p>※4 法人の場合のみ提出する。</p> <p>※5 委任をされる場合のみ提出する。</p>					
<p>★ 高圧ガス販売主任者の選任が必要なガス種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p><一般則></p> <p>アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロロメチル、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン</p> <p>酸素(スクーバダイビング用で酸素容量が全容量の40%未満のものを除く)</p> <p>水素(車両用圧縮水素の販売に係る保安業務管理体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く)</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p><液石則></p> <p>液化石油ガス</p> </td> </tr> </table>				<p><一般則></p> <p>アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロロメチル、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン</p> <p>酸素(スクーバダイビング用で酸素容量が全容量の40%未満のものを除く)</p> <p>水素(車両用圧縮水素の販売に係る保安業務管理体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く)</p>	<p><液石則></p> <p>液化石油ガス</p>
<p><一般則></p> <p>アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロロメチル、5フッ化ヒ素、5フッ化リン、3フッ化窒素、3フッ化ホウ素、3フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、4フッ化硫黄、4フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン</p> <p>酸素(スクーバダイビング用で酸素容量が全容量の40%未満のものを除く)</p> <p>水素(車両用圧縮水素の販売に係る保安業務管理体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く)</p>					
<p><液石則></p> <p>液化石油ガス</p>					
<p>★ 冷凍則の販売事業届が必要な冷凍設備の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷媒が二酸化炭素、アンモニア、フルオロカーボン … 50トン/日 ・冷媒が上記以外 … 20トン/日 					

<提出先>

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
 佐賀県政策部危機管理・報道局 危機管理防災課消防保安室 保安担当

電話: 0952-25-7027

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

(一般則) 様式第 2 1 (第 3 7 条関係)

(液石則) 様式第 2 1 (第 3 8 条関係)

(冷凍則) 様式第 1 3 (第 2 6 条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般	× 受 理 年 月 日	
	液石 冷凍		
		× 受 理 番 号	
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者氏名

佐賀県知事 様

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。

販売計画書（一般則・液石則）

1 届出の内容

新規 移転 法人化

2 販売開始予定日

年 月 日 ※届出日より20日以上先の日付であること

3 販売の目的

用途	<input type="checkbox"/> 溶接溶断用 <input type="checkbox"/> 化学工業用 <input type="checkbox"/> 冷媒用 <input type="checkbox"/> 気密試験用 <input type="checkbox"/> スキューバダイビング等呼吸用 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法用 <input type="checkbox"/> その他（ ）
形態	<input type="checkbox"/> 容器を車両に積載（カードルを含む。） <input type="checkbox"/> 貨車 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 車両に固定容器（長尺容器を含む。） <input type="checkbox"/> 導管 <input type="checkbox"/> その他（ ）

4 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称	販売の方法	配送の方法
特殊高压ガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
毒性ガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
可燃性ガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
可燃性・毒性ガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
酸素		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
液化石油ガス	※	<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
第一種ガス	※	<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託
その他のガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 委託

(注) 直送とは、容器置場又は導管を所（占）有しないで販売することをいう。
貯蔵とは、容器置場又は導管を所（占）有して販売することをいう。
※に該当する場合は、ガスの名称欄にはガスの区分名を記入するだけで可。

5 技術上の基準

高压ガス保安法第20条の6の規定に基づき、次の各号に従って高压ガスを販売いたします。

- 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもっていたします。
- その他一般高压ガス保安規則第40条、液化石油ガス保安規則第41条又は冷凍保安規則第27条で定める当該事項を遵守いたします。

6 帳簿類

下記の帳簿を備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式
	販売台帳	2年	別紙（ ）のとおり
	引渡し先保安台帳	引渡継続期間	別紙（ ）のとおり
	周知済記録台帳	2年	別紙（ ）のとおり

7 周知文書 (該当あり 該当なし)

高圧ガス保安法第20条の5第1項、一般高圧ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び40条の規定に基づき、別紙()の文書を備えます。

8 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

9 販売主任者の選任 (該当あり 該当なし)

氏名			
免状の種類	県 第		号
	共通	<input type="checkbox"/> 甲種化学	<input type="checkbox"/> 甲種機械
		<input type="checkbox"/> 乙種化学	<input type="checkbox"/> 乙種機械
	一般	<input type="checkbox"/> 第一種販売	
	液石	<input type="checkbox"/> 第二種販売	<input type="checkbox"/> 丙種化学(液石)
経験ガスの区分 (6か月以上)	一般	<input type="checkbox"/> 特殊高圧ガス	<input type="checkbox"/> 毒性ガス <input type="checkbox"/> 酸素
		<input type="checkbox"/> 可燃性ガス	<input type="checkbox"/> 可燃性・毒性ガス
	液石	<input type="checkbox"/> 液化石油ガス	

(注) ただし、区分内のガスの種類は政令で指定されたガスに限る。

10 販売所にかかる貯蔵所 (該当あり 該当なし)

(3. 販売するガスの種類の販売の方法で容器置場にガスを貯蔵して販売する場合)
 容器置場面積 () m²、 貯蔵容積 () m³・kg

→ 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、その他の貯蔵

貯蔵容積の内訳

単位： m³・kg

	ガス名	規格	数量(本)	貯蔵量
充填容器				
	小計	0	0	0
残ガス容器				
	小計	0	0	0
合計		0	0	0

※規格・貯蔵量の単位は「m³」もしくは「kg」のどちらかに統一すること

11 自社配送車 (該当あり 該当なし)

(3. 販売するガスの種類の配送の方法で車両等を備え、自社で配送する場合)
 移動監視者、注意書面(イエローカード)

販売計画書（冷凍則）

1 届出の内容

新規 移転 法人化

2 販売開始予定日

年 月 日 ※届出日より20日以上先の日付であること

3 販売の目的

用途	<input type="checkbox"/> 冷凍・冷蔵 <input type="checkbox"/> 空調 <input type="checkbox"/> 試験研究 <input type="checkbox"/> その他（ ）
形態	<input type="checkbox"/> 冷媒が充填されている冷凍設備（所定の冷凍能力を超えるもの※）

※1日の冷凍能力が20トン（CO₂、NH₃、フルオロカーボンの場合は50トン）以上

4 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称	販売の方法
冷凍設備内の 高圧ガス		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵
		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵
		<input type="checkbox"/> 直送 <input type="checkbox"/> 貯蔵

（注）直送とは、容器置場を所（占）有しないで販売することをいう。

貯蔵とは、容器置場を所（占）有して販売することをいう。

※に該当する場合は、ガスの名称欄にはガスの区分名を記入するだけで可。

5 技術上の基準

高圧ガス保安法第20条の6、冷凍保安則第27条の規定に基づき、次の各号に従って高圧ガスを販売いたします。

- （1）冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏洩していないものをもっていたします。
- （2）冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いはいたしません。
- （3）高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

6 帳簿類

下記の帳簿を備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式
	販売台帳	2年	別紙（ ）のとおり
	引渡先保安台帳	引渡継続期間	別紙（ ）のとおり
	周知済記録台帳	2年	別紙（ ）のとおり

7 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

8 販売所にかかる貯蔵所 (該当あり 該当なし)

(3. 販売するガスの種類の販売の方法で容器置場にガスを貯蔵して販売する場合)
 容器置場面積 () m²、 貯蔵容積 () kg

→ 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、その他の貯蔵

貯蔵容積の内訳

単位： kg

ガス名	冷媒ガス量/台	数量 (台)	貯蔵量
小計	0	0	0

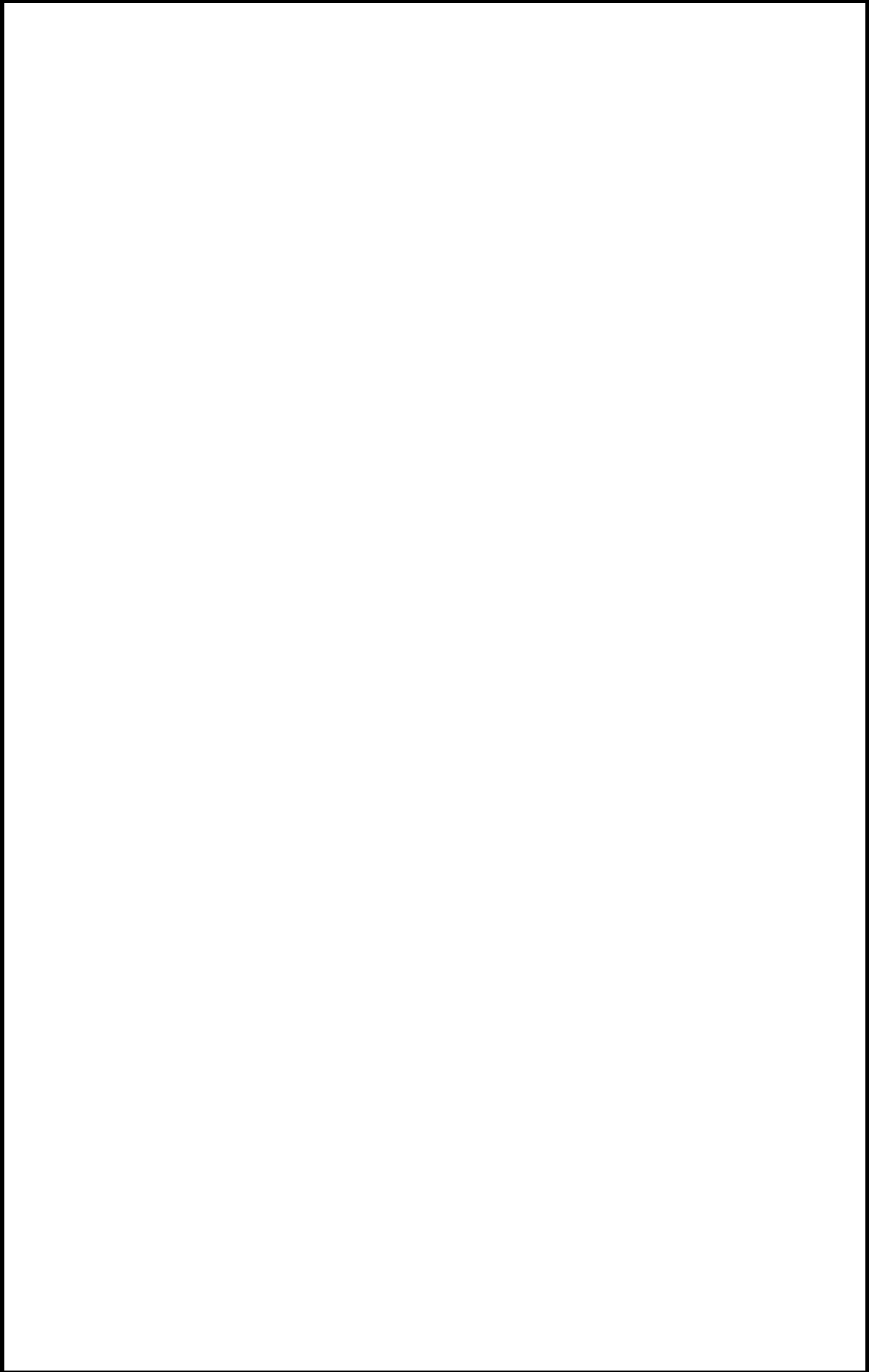
【記入例】貯蔵容積の内訳

単位： kg

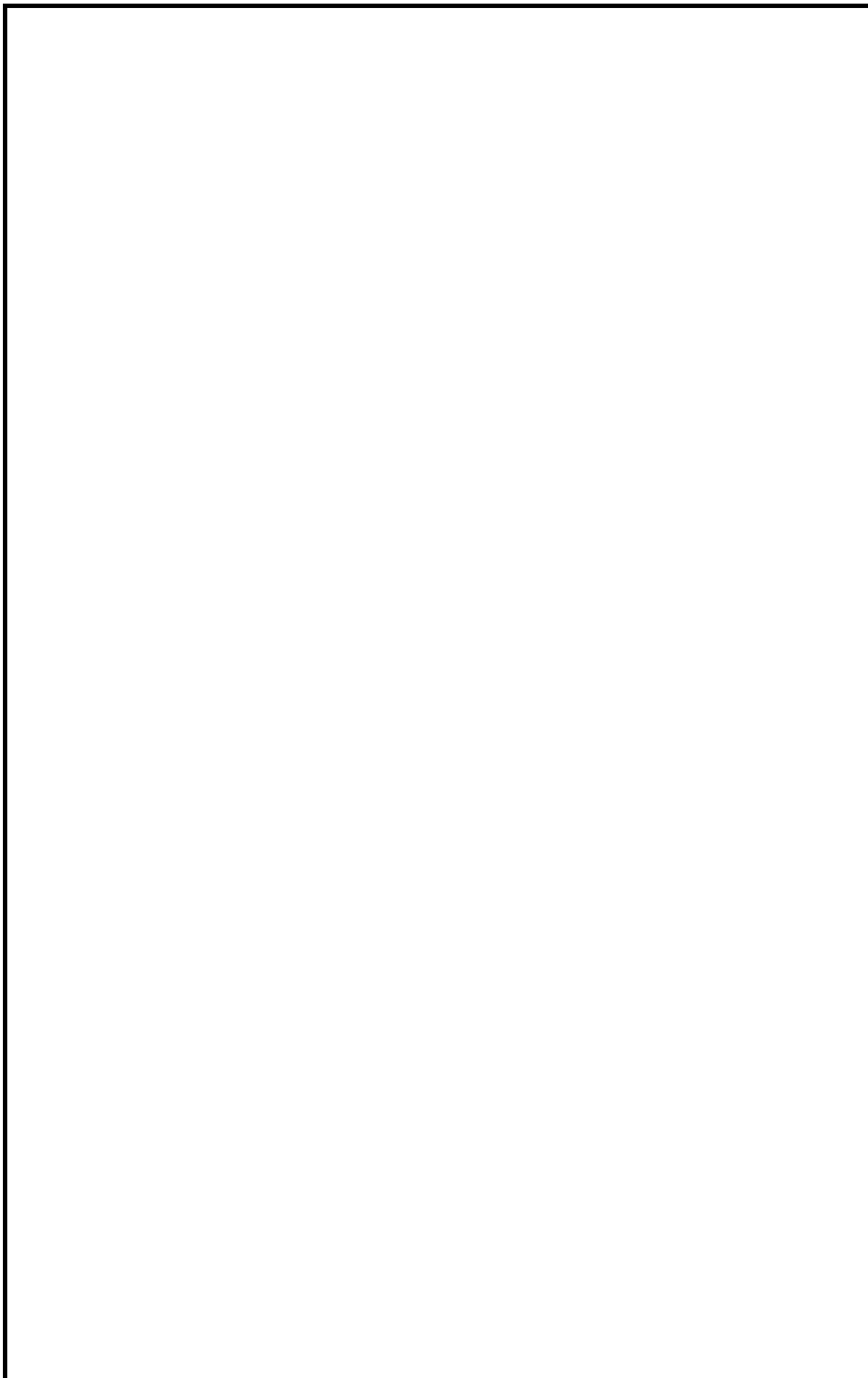
ガス名	冷媒ガス量/台	数量 (台)	貯蔵量
フロン①	114	2	228
フロン②	95	2	190
小計	209	4	418

ガス種	その他貯蔵	第二種貯蔵所	第一種貯蔵所
フルオロカーボン、二酸化炭素	3,000kg未満	3,000kg以上 30,000kg未満	30,000kg以上
アンモニア	3,000kg未満	3,000kg以上 10,000kg未満	10,000kg以上

事業所地図



容器置場図面



委 任 状

佐 賀 県 知 事 様

受任者

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売事業届出に関する一切の件

以上

令和 年 月 日

委任者

住 所

氏 名